

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）グラウンド排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）流体継手ケーシングフランジ部に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置点検において、制御電源ヒューズを外したが「制御電源喪失」の警報発生が認められなかったため、当該警報回路を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）PH検出器下部の閉止栓外れが認められたため、当該栓を取付	D	
5	3号機	雑固体廃棄物常設集積場所に線量当量率投棄基準（1mSv/h）を超過している廃棄物（1袋）が認められたため、対応検討	D	
6	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器復水逆洗弁用の電線管箱蓋取付ネジに外れ（4本中1本）が認められたため、当該ネジを取付	D	
7	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）ファン駆動ベルトに切損（3本中1本）が認められたため、当該ベルトを交換	D	
8	3号機	原子炉建屋5階北東エリア換気空調系換気ダクトのダンパ開度指示針の動作不良（止めネジに緩み）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	給水ポンプ出口母管圧力計検出配管点検において、当該元弁（2台）グラウンド部に漏えい痕が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査（運4））において、仮設テストスイッチの表示ラベルの貼り間違えが認められたため、検査を中断し訂正後、検査を再開	C	
11	4号機	復水器真空ポンプ点検において、出口配管フランジ部にひび割れが認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関点検において、クランク軸油切りより潤滑油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	主タービン電気油圧式制御油ポンプ（B）ヨーク保持用シリンダチューブフランジ部より油のにじみが認められたため、当該部を修理	C	
14	6号機	非常用スイッチギア（配電盤）室換気空調系排気空調機駆動電動機プーリ側より異音（キュルキュル音）の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで